資本性借入金にかかる自己査定・償却引当の実務対応

中小企業金融円滑化法の期限切れを見据えた対応の一つとして、いわゆる資本性借入金の活用が期待されている。本稿は、資本性借入金が必要とされる背景について解説するとともに、資本性借入金にかかる自己査定・償却引当の実務対応について、基本的重要部分を解説する。なお、本稿中、意見に関する部分は筆者の個人的な見解であり、新日本有限責任監査法人の公式見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

公認会計士　窪寺　信

1　資本性借入金が必要とされる背景

1．中小企業の過少資本問題

資本性借入金にかかる自己査定・償却引当実務対応の解説に入る前に、そもそもなぜ、中小企業において資本性借入金が必要なのか、という点について改めて解説したい。

わが国の中小企業の財務状況をみると、大企業や諸外国の中小企業と比べ、一般に自己資本比率が低く借入依存度が高い傾向にあり、企業規模が小さくなるほどその傾向が強いといわれている。

その背景には、債務者サイドにおける税務上の取扱い、資金の出し手となる金融機関サイドにおける出資規制（いわゆる5％ルール等）や、中小企業にかかるエクイティーマーケットが未成熟であることによる投資回収の困難性などがあると考えられる。

2．債務者の自己資本と金融機関における自己査定実務の関係

金融機関の自己査定実務上、とりわけ重要となる判断は、債務者の債務者区分が要注意先に該当するか、破綻懸念先に該当するかの判断と考えられる。例えば、総与信１０００百万円の要注意先で、要注意先にかかる予想損失率が３％であるとすると、必要な貸倒引当金は30百万円ということになるが、破綻懸念先に区分変更された場合、仮に担保・保証等による保全がゼロであり、かつ、非保全部分（Ⅲ分類額）にかかる予想損失率が60％であると仮定すると、必要な貸倒引当金は６００百万円ということとなり、区分変

更した期の金融機関の利益に、600－30＝570百万円のダウンサイドインパクトを与えることとなる。また、破綻懸念先にランクダウン後に、非保全で融資を実行すると、直ちに同様のダウンサイドインパクトを生じることとなるため、融資実行に当たって難しい判断を迫られる状況となる。

債務者が破綻懸念先に該当するかどうかは、「金融検査マニュアル」（注1）によれば、延滞の状況や債務者の財務状況等を総合的に勘案して判断することとなるが、破綻懸念先の要件の一つとして「実質債務超過の状態に陥っている」ことが掲げられ、区分検討上の考慮要素として、「キャッシュ・フローによる債務償還能力」が掲げられていることなどから、自己査定実務上、「実質債務超過（注2）の解消期間」と「債務償還年数（注3）」が、重要な判断要素として用いられることが一般的である。

こうした中、過少資本の中小企業は、景気低迷局面において、実質債務超過の状況に陥りやすく、かつ、長期資金を借入金により調達していることから債務償還年数も長期化する傾向にあり、破綻懸念先に該当するかどうかを検討しなければならない局面が、比較的多くならざるをえない状況が発生してきた。

3．自己査定実務における具体的論点

(1) 要注意先か破綻懸念先か

金融検査マニュアルは、経営難に陥ってはいるが、債務者が経営改善計画等を策定している場合において、破綻懸念先に該当しないための要件の一つとして、計画期間が原則として5年以内であり、計画の実現可能性が高く、計画期間終了後の当該債務者区分が原則として正常先（注4）となる計画（以下「合実計画」という）であることを掲げている。

また、経営改善計画等の策定後、概ね計画通り（注5）進捗しており、今後も概ね計画どおり進捗すると認められる場合には、計画期間は10年以内であればよいとされ、さらに、中小企業については、当面の実務上の対応として、当該計画が、明らかに達成困難と認められなければ、策定直後であっても合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画とみなして差し支えないこととされている（注6）。

したがって、例えば、金融機関が正常先の要件として、実質債務超過の状況になく、債務償還年数も10年以内であることを掲げている場合には、10年後に実質債務超過が解消され、かつ債務償還年数も10年以内となっているかどうかが重要な判断要素となる。

(2) その他要注意先か要管理先か

「要注意先」が「破綻懸念先」に該当するかどうかの他、「要管理先」に該当するかどうかも実務上重要な論点となる。「要管理先」とは、要注意先のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権等）である債務者をいい、条件緩和を行っているなどの状況から、その他要注意先よりも高い信用リスクを有するものと考えられ、これに該当する場合には、一般に、その他要注意先よりも、高い予想損失率に基づき、貸倒引当金を計上することが必要となる。

ここで、貸出条件の緩和が、実現可能性の高い抜本的（注7）な計画（「実抜計画」）を伴うものである場合には、当該貸

出金は貸出条件緩和債権に該当しないものとされているが、中小企業については、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、計画要件が緩和され、現在では、(1)に記載の「合実計画」の要件を満たしていればよいものとされている（注8）。

4．資本性借入金の必要性

このように、債務者区分判定に当たっては、経営改善計画等における実質債務超過の解消期間や債務償還年数が重要な判断要素となっており、景気低迷により実質債務超過等に陥っている中小企業債務者においては、資本の充実が重要な課題となっている。このような中、形式的には借入金のままで、資本としての性質を有する「資本性借入金」に対するニーズが高まってきた。

2 資本性借入金の要件

「資本」の性質とは何か。平成23年11月に公表された「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」では、それまで明確でなかった資本性借入金の要件の明確化が図られ、以下の3要件が資本性借入金の要件として示されている。

・償還条件

5年超で、原則期日一括返済。

・金利設定

業績連動型。ただし、業績悪化時に事務コスト相当の金利しか徴収しないような設計であればよい。

・劣後性

法的破綻時の劣後性を有することが原則（注9）。

これらの要件の中で、自己査定実務上、債務者の自己資本とみなす上で基本となる要件は、「償還条件」及び「劣後性」であると考えられる。そもそもなぜ、債務者の自己資本が多いほど、貸出金の出し手にとって、当該貸出金にかかる信用リスクを相対的に低く評価することが可能なのかといえば、自己資本が、基本的には返済されないという特性から、返済を要する債務にかかるデフォルトリスクを相対的に軽減させるとともに、法的破綻時においては、自己資本の出し手がまず損失を負担することとなるため、貸出金の出し手が受け取る残余財産の取り分がより多くなる可能性が高まるからである。したがって、一定の借入金を債務者の自己資本とみなすためには、当該借入金が、一定の期間返済されない条件となっていることが必要であり、かつ、他の債務に対し、法的破綻時の劣後性を有していることが原則となる。

金利条件は、投資に対するリターンの性質をエクイティ性商品に近づけるための要件と考えられる。

3 自己査定・償却引当実務対応

1．自己査定実務対応

自己査定上、資本性借入金が2に記載した要件を満たす場合、当該資本性借入金を債務者の自己資本とみなして債務者区分の判定を行うことが可能となる（図表1参照）。これは、他の金融機関等が資本性借入金を供与している場合においても同様である。

他の金融機関等が資本性借入金を供与している場合、当該資本性借入金が2に記載し

図表１　設例

債務者の実態バランスシート

【資本性借入金導入前】

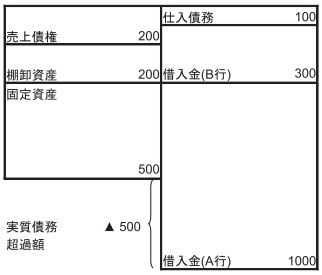

要キャッシュ・フロー償還債務：
=有利子負債(300+1,000)-正常運転資金(200+200-100)=1,000

【資本性借入金導入後】

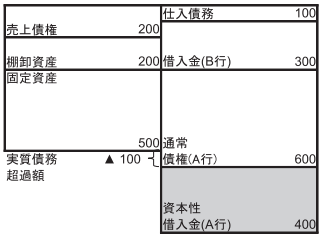

【資本性借入金導入前】

	実績	経営改善計画									
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
売上	900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
利益	20	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
(うち減価償却費)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
キャッシュ・フロー	30	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
実質資本	▲ 500	▲ 460	▲ 420	▲ 380	▲ 340	▲ 300	▲ 260	▲ 220	▲ 180	▲ 140	▲ 100
要キャッシュ・フロー償還債務	1,000	950	900	850	800	750	700	650	600	550	500
債務償還年数(単位：年)	33	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10

キャッシュ・フローの全額が、要キャッシュ・フロー償還債務の返済に充当されるものと仮定

【資本性借入金導入後】　　資本性借入金導入により10年以内で実質債務超過解消

	当期実績	経営改善計画									
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
実質資本	▲ 100	▲ 60	▲ 20	20	60	100	140	180	220	260	300

A行の自己査定実務対応例：

当該債務者に対して、A行は、条件緩和を実施。合実計画の策定が未了であったため、保守的に「要管理先」に認定
その後、資本性借入金の供与により、実質債務超過の解消が10年以内、計画終了時の債務償還年数10年以内で、かつその実現可能性が高い「合実計画」が作成されたため、「その他要注意先」にランクアップ

A行の償却引当実務対応例(資本性借入金供与時)：

要管理先の予想損失率15%、その他要注意先の予想損失率は3%と仮定
当該債務者に対する当初貸倒引当金計上額：1,000×15%=150

全体予想損失率法による引当額：
資本性借入金(A行)400に係る貸倒引当金計上額：(100＋300＋600＋400)×15%=210
通常債権600に係る貸倒引当金計上額＝0 (その他要注意先相当600×3%=18を別途計上することも可)

準株式法による引当額
資本性借入金(A行)400に係る貸倒引当金計上額=400
通常債権600に係る貸倒引当金計上額 600×3%=18
いずれも資本性借入金導入前の貸倒引当金150を上回るため、実質的な貸倒引当金の戻入禁止規定には抵触せず。

た要件を満たしているかどうかの検討が、通常の自己査定作業に加えて必要になると考えられ、債務者と当該他の金融機関等との間における資本性借入金にかかる契約書(写)を入手し、2に記載した要件を満たしているかどうかを検討し、当該検討結果を自己査定資料として保存するといった対応が必要になるものと考えられる。

2. 償却引当実務対応(資本性借入金等にかかる会計処理)

(1) 基本的考え方

資本性借入金を債務者の自己資本とみなすことにより、信用リスクが低下するのは、あくまでも、当該資本性借入金以外の債務にかかる信用リスクである。すなわち、債務者の信用リスクが、他の債務から、相対的に資本性借入金に「しわ寄せ」されたに過ぎないことに留意する必要がある。

したがって、例えば自行が供与する貸出金の一部を資本性借入金に転換することにより、債務者区分のランクアップが可能と判断できる場合でも、そのことにより、ただちに当該債務者に対する自行の貸出金全体にかかる信用リスクが低下することにはならない。

(2) 会計処理基準等

資本性借入金等にかかる会計処理は、日本公認会計士協会が公表する業種別委員会実務指針第32号「資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本的劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(以下、「実務指針」という。)に示されている。その内容は、概ね(1)に記載の考え方

に基づくものと考えられ、具体的には、図表2及び図表3に記載のとおりである。

なお、実務指針は、十分な資本的性質が認められる借入金を、「適格貸出金」と表記しており、以下、会計処理にわたる解説においては、当該表記を用いることとする。

(3) 具体的会計処理方法

① 解説対象

本稿では、実務上検討される可能性が高いと考えられるケースとして、法的破綻時の劣後性を有する適格貸出金を供与する金融機関が、「全体予想損失率法」及び「準株式法」を

図表2　適格貸出金に対する貸倒見積高の算定方法

	算定方法	
劣後性あり	発生が見込まれる損失見積額により貸倒見積高を算定する方法	
	原則法	倒産確率及び劣後性を考慮した倒産時損失率に基づく予想損失率により算定する方法
	原則法	元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを劣後性を考慮して合理的に見積もり、DCF法により算定する方法
	簡便法	当該債務者に対する金銭債権全体について、優先・劣後の関係を考慮せずに算定された倒産確率及び倒産時損失率に基づく予想損失率を用いて算定する方法
	簡便法	当該債務者に対する金銭債権全体について、優先・劣後の関係を考慮せずに算定された予想損失率を用いて算定する方法（本稿では、「全体予想損失率法」という）
	経営改善計画の確実な履行など、将来の事象に大きく影響を受ける場合、上記の簡便法に代え、時価を把握することが極めて困難と認められる株式又は種類株式の評価に準じて劣後性を有する適格貸出金の貸倒見積高を見積る方法（「準株式法」という。） なお、適格貸出金供与前の実質債務超過額を適格貸出金が上回る場合、当該上回る額に対しては、図表3に記載の通常債権に対する引当方法などを用いて貸倒見積高を算定	
劣後性なし	劣後性を有しない適格貸出金については、当該債権を資本とみなし、併せて提示される経営改善計画等その他の条件も考慮して適正な自己査定手続により決定された債務者区分等に応じて、予想損失率を算定。	

図表3　通常債権等に対する貸倒見積高の算定方法

	算定方法		
適格貸出金供与金融機関が保有する通常債権	通常債権に係る原則的方法	適格貸出金を債務者区分等の判断において資本とみなし、併せて提示される経営改善計画等その他の条件も考慮した上で、適正な自己査定手続により決定された債務者区分等に応じて、予想損失額を算定	
	適格貸出金に原則法を適用している場合	適格貸出金に対する貸倒見積高の算定方法と同様、優先・劣後の関係を考慮した方法で算定することも認められる。	
	適格貸出金に簡便法を適用している場合	簡便法を採用して算定した適格貸出金に係る予想損失額が、通常債権の予想損失額をも充分にカバーされる水準であると判断される場合	引当を行わないことが合理的だが、別途引当を行うことも可能
		簡便法を採用して算定したすべての金銭債権の予想損失額が、劣後性を有する適格貸出金の取得原価又は償却原価を超える場合	当該予想損失額から劣後性を有する適格貸出金の取得原価又は償却原価を控除した残額のうち当該債務者が負担する劣後性を有する適格貸出金以外のすべての金銭債務の残高に応じて按分した金額を、通常債権に対する貸倒引当金として引き当てる方法もより精緻な方法として認められる。

採用する場合の会計処理について解説する。

② 全体予想損失率法による会計処理

「全体予想損失率法」（注10）とは、債務者の金銭債務全体にかかる信用コストを、自行が保有するデータ（予想損失率）に基づき算出し、これを、適格貸出金にしわ寄せする方法である。この方法によれば、当該しわ寄せ額が適格貸出金の残高を下回る場合には、自行が保有する残りの債権（通常債権）に対する引当額をゼロとすることが合理的となる（図表1参照）。

また、実務指針は、当該しわ寄せ額が適格貸出金の残高を上回る場合には、当該上回る額を、他の金銭債務の残高比で按分し、通常債権に対する引当額とする方法を、「精緻な方法」として示している。

③ 準株式法による会計処理

「準株式法」とは、債務者の実質債務超過額を適格貸出金にかかる信用コスト相当額とみなす方法である。適格貸出金供与前の実質債務超過額を適格貸出金が下回る場合、適格貸出金に対しては、100％の貸倒引当金を計上するとともに、通常債権に対しては、適格貸出金を債務者の自己資本とみなした場合の債務者区分に基づく予想損失率を適用して予想損失額を算定する方法が基本となる（図表1参照）。逆に上回る場合、適格貸出金に対しては、実質債務超過相当額に加え、当該上回る額に対して、通常債権と同様の引当方法による貸倒引当金の計上が求められているため、留意が必要である。

④ 適格貸出金供与時における実質的な貸倒引当金の戻入の禁止等

2.(1)に記載したとおり、適格貸出金の供与それ自体によって、ただちに当該債務者に対する自行の貸出金全体にかかる信用リスクが減少するものではないことから、実務指針は、適格貸出金を供与した金融機関が既存債権を適格貸出金に転換する時点において、貸倒引当金を実質的に戻し入れることを禁じている（図表1参照）。

(4) 実務対応

適格貸出金を供与する金融機関における償却引当実務においては、(3)に記載した方法を含め、図表2及び図表3に示す方法のいずれを採用するかを決定するとともに、適格貸出金及び通常債権にかかる貸倒引当金の具体的計上方法、(3)④に記載の戻入禁止規定、当該規定により戻入を行わなかった貸倒引当金や適格貸出金に係る貸倒引当金を、いかなる条件が成立した場合に戻し入れるかなどを、償却引当規程等において予め明確にしておくなどの対応が必要になるものと考えられる。

（注1）金融検査官が金融機関のリスク管理態勢や自己査定結果の妥当性等を事後検証するための手引書であるとともに、金融機関における実務上の判断指針にもなっている。

（注2）債務者の財務諸表における資産から負債を控除した純資産に、金融機関が把握した情報に基づく補正額を加味した実質的な純資産がマイナス値となる場合、「実質債務超過」という。定義の方法は金融機関により異なる場合があると考えられる。

（注3）債務者の有利子負債から、正常運転資金（不良債権控除後の売上債権＋不良資産控除後の棚卸資産等－仕入債務等）を控除した額を、キャッシュ・フロー（当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額）で除した年数。定義の方法は金融機関により異なる場合があると考えられる。

（注4）計画期間終了後の当該債務者が、金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、計画期間終了後の当該債務者の債務者区分が「要注意先」であっても差し支えないとされている。

（注5）「概ね計画通り」とは、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていることをいうものとされている。

（注6）「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」（9-56）の回答参照。なお、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画とは取扱われないこととなる。

（注7）「抜本的な」とは、概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が、正常先になることをいう。（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ―4―9―4―3(2)③ハ・（注2）参照）

（注8）「貸出条件緩和債権関係Q&A」（問28）(2)の回答及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕検証ポイント5.(2)ホ　参照。

（注9）担保解除を行うことが事実上困難であるため、「法的破綻時の劣後性」を確保できないような場合には、例えば、法的破綻以外の期限の利益喪失事由が生じた場合において、他の債権に先んじて回収を行わないことを契約するなど、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組みが備わっていればよいとする例外的取り扱いも認められている。（「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」（9-23）参照）

（注10）あくまでも本稿における表現であり、実務指針において用いられている表現ではない。

（新日本有限責任監査法人
金融部　金融センター　パートナー）